

農業用廃プラスチック類の適正処理について

1 適正処理について

農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下『廃掃法』）により排出事業者（農家）の自らの責任において処理することが義務づけられています。

また、ダイオキシン対策の強化などから自家焼却（野焼き）や自家所有地への埋設処分は『廃掃法』により禁止されています。

2 処理方法

資源として有効利用される再生処理を基本としますが、『廃掃法』で認められた埋立処分場での処理もできます。

ただし、平成17年度から産業廃棄物税が導入されることから、埋立処分場での処理は、別途課税されます。

3 再生処理のための回収日程

回収日	回収品目	回収場所	回収時間
6月22日	廃プラスチック類	農協野菜選果場 (益丸広域農道入口)	午前9時から 午後3時まで
8月24日	廃プラスチック類 缶		
10月12日	廃プラスチック類		
12月7日	廃プラスチック類		
3月1日	農ポリ系フィルム 缶		

日程は予定であり、気象等で変更になる場合があります。

- 廃プラスチック類……塩化ビニール（12円/kg）、農ポリ系フィルム（26円/kg）
- 廃缶……テロン缶（40円/缶）、カヤヒューム缶（5円/缶）

4 回収できない物等を自ら埋立処分場で処理する場合

マニフェストの交付先 大崎町役場 農政課 TEL 0994-76-1111（内線167）
大崎町役場 野方支所 TEL 0994-78-2111
そお鹿児島農協 大崎支所 TEL 0994-76-2116

※持参するもの…印鑑

守ろう生活環境！いかそう資源！！

野焼きの禁止



罰則

3年以下の懲役または300万円以下の罰金

山林などへの投棄の禁止



罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれの併科